

令和6年12月吉日

各 位

京都府警察本部交通部
交通企画課長

ペダル付き電動バイク等を利用した配送業務における留意事項について

謹啓 初冬の候、貴台におかれましてはますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政各般とりわけ交通安全教育活動に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、モビリティに係る開発技術の進歩等を背景に、ペダル付き電動バイクやキックボード様の立ち乗り型電動車（以下「ペダル付き電動バイク等」という。）をはじめとする電動モビリティの普及が進んでおり、全国的にもこれに関連する交通事故や違反が増加している現状にあります。

交通違反の種別の内訳を見ると、無免許運転や整備不良車両運転といったペダル付き電動バイク等を適法に運転し得ない状況で行われているものや、販売事業者が、保安基準に適合しないペダル付き電動バイクを「電動アシスト自転車」と称して販売された事例も確認されているところです。

このような中、令和6年11月、パーソナルモビリティ安全利用官民協議会において、「自転車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」が策定され、配送業務を委託する事業者は、

- ペダル付き電動バイク等の電動モビリティの正確な車両区分の登録
- 配達員の運転免許の確認の徹底
- 保安基準に適合していない車体の使用禁止
- 自動車損害賠償責任保険等に加入していない車体の使用禁止
- ナンバープレートを表示していない車体の使用禁止

等の交通安全対策に取り組むものとされました。

つきましては、同ガイドライン及び啓発チラシを同封いたしますので、御確認いただき、ペダル付き電動バイク等を利用した配送業務委託に際しては、同ガイドラインに則り交通安全対策を講じていただきますよう、よろしくお願いいたします。

謹言

担当
モビリティ対策室モビリティ対策係
電話 075-451-9111（内線5064）